

## 仕様書

### 1. 委託業務名

岸和田市イメージアップ事業業務委託

### 2. 業務の目的など

令和2年3月に策定した「岸和田市シティセールス方針」では、最終目標を「定住人口の増加」とし、まずは都市イメージの向上を行うことを定めている。本事業は、昨年度言語化・イメージ化した「岸和田でできる暮らし」に共感する層をターゲットとして、その層に対し重点的な情報発信を行うことにより、都市イメージの向上を図ることを目的とする。

また、都市イメージ向上は市からの発信のみで達成することが困難であることから、市民等と協力して本市の魅力を発信していく必要がある。そこで、市民等の本市をおすすめしたいという意欲を向上させ、実際に情報発信を行う機会を創出することを目的に動画・フォトコンテストの開催を行うこととする。

### 3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月 31 日まで

### 4. 岸和田でできる暮らし

「わ」が紡ぐまち 岸和田

岸和田は海と山に囲まれ、土地に根ざした資源の恵みと、受け継がれてきた歴史や文化が日々の暮らしに息づくまちです。この地で育つ人々は人情味があり、「和」を持って互いに助け合い、世代や立場をこえてつながる関係が「輪」となって広がります。そして、その関係が次の世代へと「環」のように巡り、このまちに息づく恵みや歴史・文化とともに大切に受け継がれていきます。

#### 構成要素

- (1) 人情味があふれるまち
- (2) 世代も超えた繋がりがあるまち
- (3) 自然豊かなまち
- (4) 海の幸や山の幸など資源に富むまち
- (5) 歴史・文化の深いまち
- (6) 伝統・文化・人が受け継がれるまち

### 5. ターゲット層

大阪府・滋賀県・奈良県に住む 20 歳～39 歳の子どもがいる女性

#### (1) ターゲット層設定の理由

令和8年2月から3月に、岸和田市を除く近畿 2 府 4 県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)在住の 1,000 人に対し、「岸和田でできる暮らし」共感属性調査(以下、「共感属性調査」という。)を実施した結果、下記のようなことが判明したため。

- ・20 歳代の共感率が他の年代と比較し非常に高かった。

- ・子どもがいる人の共感率がそうでない人と比較し高かった。
- ・「20 歳代・女性・子ども有」・「30 歳代・女性・子ども有」の人の共感率が非常に高かった。
- ・滋賀県・奈良県の共感率がそれ以外の府県と比較し高かった。

(2) その他共感属性調査からわかったこと

① ターゲット層がよく使う媒体

- ・20 歳代～30 歳代の女性は、Instagram の使用率が高かった。

② 共感度と関連性が高かった回答者の価値観

- ・「都市部よりも、自然に近い環境で暮らすことを重視する」
- ・「家族や趣味の時間も大切にできるように、仕事と生活のバランスを重視する」
- ・「仕事だけでなく、子育てや地域活動など複数の役割を持つ暮らしを重視する」

③ 共感度と関連性が高かった回答者の居住地選択重視条件

- ・「地域活動・交流が活発である」
- ・「自然が豊かで身近に感じられる」

④ 「わ」が紡ぐまち岸和田の構成要素のうち、回答者が高く評価したもの

- ・「自然豊かなまち」
- ・「海の幸や山の幸など資源に富むまち」

なお、共感属性調査においては、「わ」が紡ぐまちが岸和田市であることを明かさずに調査を行った。共感属性調査の詳細について知りたい場合は、参考資料「共感属性調査【一部抜粋】」を参照すること。

## 6. 本業務の主な取り組み

- (1) 「岸和田でできる暮らし」に共感する層をターゲットとした、ランディングページ(以下、「LP」という。)の作成
- (2) ターゲット層を LP へ誘導すること
- (3) 市民等に、実際に本市の魅力に関する情報発信をしていただくため「動画・フォトコンテスト」を開催
- (4) 本業務に関する効果測定及び次年度以降の改善案の提案

## 7. 本業務における達成指標

本業務の達成指標は、下記(1)～(3)のとおりとする。各指標を達成するための具体的なプロセス及び測定方法を提案すること。

- (1) LP 閲覧者の本市に対するイメージを 5,000 人以上向上させること。
- (2) LP の閲覧者数(UU 数)を、15,000 人以上とすること。
- (3) 動画・フォトコンテストの参加者を 500 作品以上(内、動画部門参加者を 50 作品以上)集めること。

## 8. 委託内容

受託者は上記達成指標を達成するため、下記の内容にのっとり、本事業を実施すること。ただし、下

記はあくまでも想定であり、より効果的に指標を達成出来るよう、提案を踏まえ契約締結後に本市と協議のうえ内容を決定する。

(1)「岸和田でできる暮らし」に共感する層をターゲットとした、LP の作成

LP の目的(コンバージョン)は、ターゲット層が持つ本市のイメージを向上させること。コンバージョンを定量的に測定する方法も提案すること。

測定方法例:LP 到達後、ポップアップまたは埋込式等の短いアンケートを実施すること。

①ターゲット層に「岸和田でできる暮らし」についてイメージさせ、画像等を中心としてターゲット層の感情に訴えるようなデザインとすること。

②より効果的にターゲット層に訴求できるように AB テストを実施し、ページの改善を図ること。

③閲覧者の多くがスマートフォンからの閲覧となることを想定し、モバイルファースト設計とすること。

④本業務に必要なサーバー環境、ドメイン、および SSL 証明書等は、受託者が準備するものとする。

(2)ターゲット層を LP へ誘導すること

効果的にターゲット層にリーチできるように、SNS 広告等を出稿すること。

①Instagram 広告を中心として、ターゲット層へのリーチに適切な媒体を選択すること。

②広告出稿にあたっては、ターゲット層をきっちりセグメントしたうえで行うこと。セグメントの例も提案書に盛り込むこと。

③広告用の画像・動画等はクリック率増加のため、下記のような点を意識して制作すること。

- ・ターゲット層が興味を持ち、クリックしたくなるようなデザインにすること。
- ・インパクトがあり、一目で内容が伝わるようなデザインにすること。
- ・希望する場合は、「岸和田でできる暮らし」のイメージ動画について活用可能。
- ・その他クリック率増加につながるような方法を提案すること。

(3)動画・フォトコンテストの開催について

本コンテストは、Instagram 上で開催すること。また、受託者は、本コンテストの管理・運営・審査業務を行うものとする

①募集について

・岸和田市の魅力発信に資する内容の動画や写真とする。ただし、岸和田だんじり祭を中心とするようなコンテストは不可とする。

②応募について

- ・岸和田市内で撮影されたものであること
- ・市内外問わず幅広い方々に参加可とし、個人・団体など問わない。
- ・応募は秋頃を想定。期間については原則 2 カ月以上とする。
- ・応募条件は、動画については、「#岸和田 MODE」「#きしわだ動画コンテスト 2026(仮)」、フォトについては「#岸和田 MODE」「#きしわだフォトコンテスト 2026(仮)」をつけているものとする。

③部門・賞金等について

基本的には自由提案とするが、以下の項目に留意すること。

- ・賞金の総額は動画・フォト合わせて総額 10 万円程度とし、副賞等を設定しても差し支えない。
- ・原則として最優秀賞・優秀賞、入選等を設定すること。なお、業務目的に沿った内容であれば賞の数や名称、賞金配分等は自由提案とする。

・可能であれば、応募者についても抽選でプレゼント等を企画すること。

#### ④応募作品の集計及び経過報告について

外部ツール等を活用する等、応募作品を正確に集計すること。また、月次で各部門の応募数を報告すること。報告の際に、指標達成が困難と見込まれる場合は、指標達成ができるように対策を行うこと。

#### ⑤審査について

審査方法や配点等については基本的には自由提案とするが、公平性や透明性に留意し、業務目的に沿った審査を心がけること。審査を行うにあたり、あらかじめ応募作品が下記動画・フォトコンテストに関する留意事項やその他応募条件に違反していないかどうかの確認を行うこと。違反や不備などがあった場合は、審査の対象外とすること。また、審査員に対して謝礼や交通費などの支払いが必要な場合は、その支払いも行うこと。

#### ⑥表彰について

・表彰の方法については、表彰式の有無も含め自由提案。

#### ⑦動画・フォトコンテストに関する留意事項

作品の応募を受け付ける際は、下記留意事項について了承させること。

・登場人物の肖像権、音楽・映像・音声等の著作権については、第三者の著作権又は肖像権をはじめとする知的財産権の権利侵害、その他法令又は公序良俗に違反しないこととする。

・応募作品の著作権は作者に帰属し、二次使用权は本市に帰属する。

・応募作品の一部又は全部を事前の確認なく無償で掲載、又は加工の上で掲載されることに合意する。

・企業宣伝を主の目的とした内容や、政治目的や宗教、勧誘を意図する内容は禁止とする。

・作品中の言語表現は日本語を原則とし、多言語での音声作品には日本語訳の字幕を挿入する。

#### ⑧動画・フォトコンテストの広報

・指標を達成できるように作品募集の告知を行うこと。告知方法に関しては、効率的な媒体を選択すること。

#### ⑨受賞作品について

・受賞作品については、応募者よりデータを取得し、委託者へ納品すること。

#### (4)本業務に関しての効果測定及び次年度以降の改善案の提案

①指標に関する数値を把握するのみに留まらず、例えば下記のような数値を測定し、取り組みに対する効果を評価すること。

・広告：リーチ数、クリック率、クリック単価等

・LP：PV数、セッションあたり滞在時間、直帰率、オンサイトアンケート回答率

②シティセールス方針における定住人口増加に向けた都市イメージの向上という観点で、今回の事業が有効だったのかどうかを定量的に測定し、その結果に応じて次年度の改善案を提示すること。

#### (5)本事業に関する打ち合わせ等

①契約締結から10日以内に、年間スケジュール、各企画におけるスケジュール等を明確に記載した企画書を提出の上、委託者と打ち合わせを行うこと。

②少なくとも月1回以上、本業務についての打ち合わせ(オンラインも可)を開催し、指標達成への進

捗状況等を報告すること。また、指標達成が難しいと予測される場合については、指標達成するための改善策の提示を行うこと。

③打ち合わせの議事録を作成し、委託者及び関係者と共有すること。

## 9. 納入成果品

業務における一切の成果品及び業務完了報告書を提出のこと。業務完了報告書は、各指標の達成状況を確認できるように作成すること。

## 10. 成果品納入場所

岸和田市総合政策部広報広聴課

(岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所新館2階)

## 11. その他留意事項

### (1) 業務遂行にかかる体制

本業務を所定の期間内に履行するため、受託者は、専属の担当者を置くこととする。担当者は本市と密に協議を行いながら、本業務を進めていくこととする。

### (2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること、資料やデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、本市の指示に従うこと。受託者は、本市から廃棄の指示を受けた時は、速やかにデータを破棄し、その処理経過は書面をもって、本市へ報告すること。

### (3) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取扱いは「個人情報の保護に関する法律」や「岸和田市情報セキュリティポリシー」、その他の関係法令を遵守すること。

### (4) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設や本業務に関して立入が必要となる本市以外の施設内では、身分証明書を携行すること。また、本市施設内において、不要な場所へ無断で立ち入らないこと。

### (5) 成果品に係る留意事項

本業務成果品については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないよう留意し、特殊な用語などについては、適宜解説や注釈を付記すること。

また、成果品の納入後、本市において実施する成果品検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該箇所の修正や追加を行うこと。

本業務の報告書等の成果品の一部または全部を、市が発行する出版物や市のホームページ等に掲載することができるものとし、受託者は、この点を念頭に置いて成果品を作成すること。

### (6) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定された

権利を含む。)を、成果品の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商標権等)、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(7)疑義の解消等

業務の実施にあたり必要な事項のうち、本書で明記のない点や疑義が生じる場合、これに係る変更を行う場合は、速やかに本市と協議を行うこと。

(8)再委託について

原則として、業務の主たる部分を第三者へ委任することは不可とする。ただし、業務の一部において委任する際は、事前に本市が定める再委託申請書を本市へ提出し、承諾を得たのちに、委任すること。なお、委任するにあたり、再委託者に本市が定める誓約書を提出させること。また、再委託者とのトラブル等については、受託者の責任において処理するものとし、本市は一切関与しない。

(9)費用負担について

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる一切の経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、委託者は原則契約金額以外の費用を負担しない。